

2021年3月26日
株式会社イデックスオート・ジャパン

エイビス・バジェット・レンタカー新プラン「コロナお守りパック」のご案内

株式会社イデックスオート・ジャパンがマスターライセンス契約をしておりますエイビス・バジェット・レンタカーにて東京海上日動火災保険株式会社が取り扱う国内旅行傷害保険契約の特約「新型コロナウイルス感染症一時金特約」を公式ホームページからの全てのご予約に対して、当該保険の対象といたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症に対しエイビス・バジェット・レンタカーをご利用いただくお客様が安心してご利用いただける新プランの要件につきましては下記の通りといたします。

記

1. 利用期間 2021年3月24日(水)～2021年9月30日(木)出発分まで
2. 補償の対象となる方
当社公式ホームページからご予約いただいたレンタカー利用者本人*1（但し、一部地域を除く）
3. 「コロナお守りパック」について
補償内容*2
主契約：死亡・後遺障害 1,000万円
特約：新型コロナウイルス感染症一時金特約・1名当たり3万円



*1 ご来店時の際、最終的に弊社がレンタカー利用時の「主たる運転者」として登録したお客様とします。

*2 補償内容の詳細については、[別紙](#)をご確認ください。

<当リリースに関するお問い合わせ先>

株式会社イデックスオート・ジャパン レンタカー事業部 水城:092-622-0543

以上

AVIS®

Budget®

★安心して旅行・ドライブをお楽しみいただくために!

**安心
ドライブ**

もしもの時に
しっかり
サポート

コロナ お守りパック



補償内容 および 保険金額	補償内容				付帯サービス
	補償項目	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	新型コロナウイルス 感染症 一時金特約
保険金額	1,000万円	—	—	3万円	○

※「コロナお守りパック」申し込みにあたっては、保険の内容や個人情報の取扱い等についてご確認・ご同意のうえ、お申込みください。

※新型 コロナウイルス感染症 一時金

レンタカー利用中またはレンタカー利用終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病した場合に、保険金(3万円)をお支払いします。

新型コロナウイルス感染症一時金特約 補償の概要

保険金をお支払いする主な場合

保険の対象となる方*1がレンタカー利用中またはレンタカー利用が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに 保険の対象となる方が新型コロナウイルス感染症を発病*2した場合。

保険の対象となる方*1のみに新型コロナウイルス感染症一時金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、1回に限ります。

*1 レンタカー利用時に「主たる運転者」として弊社が登録したお客様。

*2 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症
- ・保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した新型コロナウイルス感染症 等

AVIS®

Budget®

TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「制度名*」等を確認させていただきますのでご了承ください。

*本制度名は、「コロナお守りバック」です。



メディカルアシスト

自動
セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です。
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・本サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
 - ⑦ 旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いせん。

代理店

株式会社 イデックスオート・ジャパン カーライフ保険営業支援課

〒813-0034 福岡市東区多の津3-9-22 シュテルン福岡ビル2F

TEL.092-624-1575

受付時間 9:00~17:00
【土・日・祝日を除く】